

装プ航第3280号
令和6年2月29日
一部改正 装プ空第9108号
令和7年5月12日

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

防衛装備庁長官
(公印省略)

航空機の修理又は改造の検査等について（通知）

標記について、航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号）第30条第1項の規定に基づき、別冊のとおり定め、令和6年3月1日から施行することとしたので通知する。

添付書類：別冊

配布区分：長官官房各装備官、長官官房各装備開発官、プロジェクト管理部長
、技術戦略部長、調達管理部長、調達事業部長、施設等機関の長

写送付先：防衛大学校長

航空機の修理又は改造の検査等について

令和 7 年 5 月 1 2 日
(第 2 版)

改正履歴

版数	年月日	内容
初版	令和 6 年 2 月 2 9 日 (令和 6 年 3 月 1 日施行)	・ 新規制定
第 2 版	令和 7 年 5 月 1 2 日 (令和 7 年 5 月 1 2 日施行)	・ 訓令の改正に伴い修正した。 ・ 申請時の提出書類を整理した 。

(趣旨)

第1 この通知は、航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号。以下「訓令」という。）を実施するため、訓令第30条第3項に規定する航空機の修理又は改造の検査等に関する事項を定めるものである。

(定義)

第2 この通知において使用する用語は、訓令及び航空機の安全性の確保に関する訓令の運用について（装ブ航第3275号。令和6年2月29日）において使用する用語の例による。

(航空機の修理又は改造の検査等の申請)

第3 航空機の修理又は改造をした場合であって、防衛大臣による当該航空機の検査等を必要とするときは、修理改造検査申請書（JMAR様式112）を防衛大臣に提出するものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時期までに提出するものとする。

書 類	時 期
1 修理又は改造計画書	申請時（作業を着手する前）
2 設計変更の承認を受けたことを証明する書類であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 自衛隊型式証明書の写し	
(2) 自衛隊制限付型式証明書の写し	
(3) 自衛隊追加型式証明書の写し	
(4) 小変更承認書の写し	
3 修理設計の承認を受けたことを証明する書類であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 修理設計承認書の写し	
(2) 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第26条の5の規定に基づき交付された修理改造設計承認書の写し	
(3) 航空法施行規則第26条の13第6項の規定に基づき交付された装備品等修理改造設計承認書の写し	

(4) 国際民間航空条約の締約国たる外国の民間航空当局による修理設計の承認その他これに準ずる行為を受けたことを証明する書類 (5) 外国の権限のある軍当局による修理設計の承認その他これに準ずる行為を受けたことを証明する書類	
4 仕様書（他の書類により修理又は改造の内容が明らかである場合には、提出を要しない。） 5 飛行規程 6 整備マニュアル 7 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類 8 修理又は改造の実施記録 9 その他の参考となる資料	作業完了後の現状についての検査を実施する前